

令和8年度熊本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	374,400戸
(2) 年 間 総 給 水 量	69,134,000m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	189,408m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設更新費	6,554,435千円
第6次拡張事業費	779,670千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		14,257,768千円
第1項 営業収益		13,218,971千円
第2項 営業外収益		1,034,288千円
第3項 特別利益		4,509千円
	支	出
第1款 水道事業費用		13,032,224千円
第1項 営業費用		12,279,077千円
第2項 営業外費用		736,047千円
第3項 特別損失		12,100千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,089,499千円は、過年度分損益勘定留保資金 4,343,207千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 746,292千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	6,456,110千円
第1項 企業債	5,000,000千円
第2項 補助金	327,675千円
第3項 負担金	448,435千円
第4項 加入金	480,000千円
第5項 投資有価証券収入	200,000千円

支 出	
第1款 資本的支出	11,545,609千円
第1項 建設改良費	9,396,995千円
第2項 企業債償還金	2,138,614千円
第3項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
沼山津水源地回転数制御点検整備業務委託	令和8年度～令和9年度	113,501千円
次期財務会計システム調達支援及び工程管理支援業務委託	令和8年度～令和9年度	66,000千円
中無田水管橋補強工事	令和8年度～令和10年度	219,726千円
施設改良事業 (令和8・9年度建設改良費)	令和8年度～令和10年度	1,717,590千円
上下水道局財務会計システム再構築業務委託 及び機器等借上料	令和8年度～令和14年度	301,326千円
熊本市上下水道局水運用センター借上料	令和8年度～令和20年度	4,646,000千円

事 項	期 間	限度額
水道施設更新事業に基づく既設基幹管路廃止工事	令和9年度	128,890千円
沼山津水源地送水ポンプ全分解点検整備業務委託	令和9年度	104,158千円
施設改良事業 (令和8年度建設改良費)	令和9年度	489,286千円
水道施設更新事業 (令和8年度建設改良費)	令和9年度	2,033,724千円
第6次拡張事業 (令和8年度建設改良費)	令和9年度	432,580千円
上下水道総合管理システムハンディターミナル等機器借上料(再リース)	令和9年度～令和13年度	19,471千円
上下水道局タブレット機器借上料	令和9年度～令和13年度	3,796千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設更新、第6次拡張及び施設改良事業	5,000,000千円	証書借入 又は 証券発行	年5%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 2,074,090千円 |
| (2) 交際費 | 100千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は75,855千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	分析機器	水質検査用機器	1台

熊本市長 大西一史